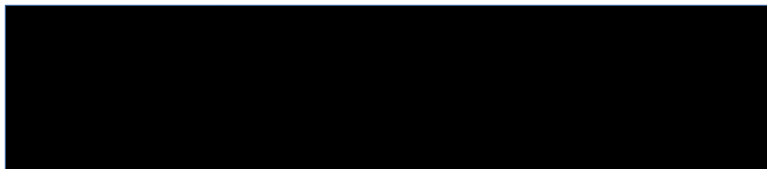


和ネット 御中

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置請求書

令和2年3月16日



通知人代理人

〒541-0041

大阪市中央区北浜3-6-13日土地淀屋橋ビル

弁護士法人淀屋橋・山上合同

TEL 06-6202-3426

FAX 06-6202-3375

h-morimoto@yglpc.com

弁護士 森 本 英 伸



前略 貴社が管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により、通知人の人格権、プライバシー権が侵害されていますので、直ちに、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう請求致します。

**1 掲載されているURL :**

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/reading.php?pos=192770&sty=1>

**2 掲載されている情報 : 上記リンクのページの記載内容**


強制わいせつか福祉施設職員逮捕

05月15日 12時45分

橋本市にある障害者福祉施設の職員の男が、施設に通っていた20代の女性の胸などを触ったとして強制わいせつの疑いで逮捕されました。

警察の調べに対し容疑を否認しているということです。

逮捕されたのは、 です。

警察によりますと、 は先月、橋本市にある障害者の就業支援を行う施設で、作業を指導していた知的障害のある20代の女性の胸などを触ったとして強制わいせつの

疑いが持たれています。

警察は、家族からの相談をもとに自治体の担当者からの通報を受けて、女性やほかの職員から話を聞いた結果、この職員が関与した疑いがあるとして逮捕したということです。

警察によりますと、調べに対し、「女性から近寄ってきたのを押しのけただけだ」と容疑を否認しているということです。

警察はほかにも同じような被害がないか調べることにしています。

<http://www3.nhk.or.jp/lnews/wakayama/2044707541.html>

### **3 侵害されている権利：人格権、プライバシー権**

#### **4 権利が侵害されている理由：**

通知人は、当時勤務していた福祉施設において、施設利用者である女性に対し、強制わいせつ行為に及んだとの被疑事実により、平成 30 年 5 月 15 日、逮捕されました。かかる逮捕は、被害者を名乗る女性とその友人である施設利用者の 2 名のみの証言に基づくものでした。

しかし、その後、被害者とその友人の証言を覆し、むしろ、通知人の供述内容を裏付ける、他の施設利用者や施設職員からの多くの証言が出てきたことから、被害者とその友人の証言の信用性は崩れ去り、通知人に掛けられた嫌疑は晴れて、同年 6 月 4 日には、嫌疑不十分により不起訴処分・釈放となっております。

このように、通知人が被害者を名乗る女性に対し、強制わいせつ行為に及んだ事実はありません。

したがって、貴殿の運営するサイト上の上記記載は、平穩に生活しようとする通知人の人格権、プライバシー権を侵害していることは明らかであり、直ちに当該記事を削除して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

#### **【添付書類】**

- ・ 委任状 1 通
- ・ 運転免許証の写し 1 通
- ・ 不起訴処分告知書 1 通

## 不起訴処分告知書

和地検務第10071号

令和2年2月20日

殿

和歌山地方検察庁

検察官 検事 木下 舞 子



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿に対する 強制わいせつ 被疑事件については，平成30年6月4日公訴を提起しない処分をしました。

平成30年検第777号

（注意）記名押印の上，通知すること。